

芦廻間自治会建築規約

平成 28 年 8 月 1 日 改正施行

[目 的]

第 1 条 この協定は自治会地区内の住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

[名 称]

第 2 条 この協定は芦廻間自治会建築規約とする。

[制限及び禁止事項]

第 3 条 制限及び禁止事項は以下の各号に定めるものとする。

- 1 現況地盤高より盛土、切土してはならない。
- 2 各戸は、車の保有台数に応じて駐車スペースを確保する。
但し、その位置は敷地内に限定しない。
- 3 建築主ならびに施工業者は建設地に隣接する人の了解を事前に得ること。また、建設時のみならず、常に近隣との良好な関係を保てるよう努めるものとする。
- 4 土地を住宅用地以外の用途に使用する場合は、近隣ならびに自治会の了解を事前に得ること。

(経 緯)

平成 2 年 1 月 10 日 制定施行

平成 11 年 4 月 1 日 第 3 条 7 号追加

平成 28 年 8 月 1 日 名称変更、第 3 条内容並びに表現変更

以 上